

弘前市

市民の医療情報提供で説明会

目的やデータ保護紹介

弘前市は30日、研究に役立つために市民の医療情報を匿名化して研究機関に提供する「次世代医療基盤法」についての住民説明会を同市内のホテルで開いた。

市民約80人が参加し、市と連携する弘前大学のほか、内閣府、情報匿名化の認定業者である日本医師会医療情報管理機構の担当者を取り組みの目的や情報セキュリティの仕組みなどを説明した。

を説明した。

桜田宏市長は医療情報を提供する目的は「人口減少と街のサービスの担い手不足が進む中、医療情報を分析して市民の健康寿命延伸に役立て、健康で長生きできる弘前を実現させるため」とし、提供を拒否した場合は市国保年金課の窓口で手続きできると説明した。

医療情報の中心となるのは同大が長年蓄積している岩木健康増進プロジェクト

のビッグデータで、同大CIOの中路重之拠点長は「（同法で得られる）健康・医療データを活用して短命県返上、地方創生につなげたい」と述べた。同機構の担当者は匿名化におけるセキュリティは「日本の医療分野で最も厳しいレベルの基準をクリアしている」と紹介した。

市は5月、同大とともに同機構と「次世代医療基盤法に基づく医療情報提供契約」を締結。7月以降、医療情報提供の対象となる国民健康保険加入世帯や後期高齢者医療被保険者らに通知を送付している。

10月30日時点で医療情報の提供はまだ実施しておらず、同法の周知が図られたと判断した時点で提供へ進む予定としている。

市民の医療情報を活用する目的や匿名化の仕組みなどが説明された



（石田紅子）